

平成 24 年 4 月から浄化槽の法定検査（11 条検査）が変わります！

- ◆ 4 月から、11 条検査（毎年 1 回行う定期検査）について、10 人槽以下の合併処理浄化槽を対象に、BOD 検査を行う新検査方式（効率化検査）がスタートします。
- ◆ 浄化槽を使用されている方には、「保守点検」、「清掃」とは別に、年 1 回「定期検査（11 条検査）」を受けることが浄化槽法により義務づけられています。
- ◆ 「定期検査」とは、浄化槽の「保守点検」と「清掃」が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかどうかを検査するものです。
- ◆ 浄化槽を安心して使い、浄化槽からの放流水をきれいにして、地域の川などの水質を良好に保つために定期検査（11 条検査）を受けるようにしてください。

※ BOD とは？

→ 生物化学的酸素要求量のことです。

微生物が水中の有機物（汚れ）を分解するときに必要な酸素の量で、この値が大きくなれば水が汚れていることになり、値が小さいほど水はきれいな状態を示します。

BOD は、浄化槽の設置の状況、維持管理の状況を総合的に示す指標で、適正か否かをよりの確に判断できるものです。

- ◆ なお、効率化検査では、BOD 検査を導入することにより、BOD 検査と関連性のある外観検査の一部を省略します。水質検査の項目は従来の項目よりも BOD 検査が増え、書類検査項目は変わりません。
- ◆ 但し、検査員が現場での検査で不適正と判断された場合は通常の検査項目、75 項目にもどり、その範囲のなかでその原因を特定するために慎重に検査をすることになります。
- ◆ また、検査料金は、従来の金額（4,000 円：非課税）と変わりません。
- ◆ 検査を行うところは山梨県知事指定検査機関
一般社団法人 山梨県浄化槽協会
山梨県甲府市西下条町 965 番地
電話 055-288-1132
FAX 055-288-1131